

都市計画法第34条第13号の規定による届出書

東近江市長

様

年 月 日

届出者 住 所
氏 名
電 話

都市計画法第34条第13号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者の職業 (法人の場合は業務内容)				
届出をする土地	2 所在及び地番			
	3 地目及び地積		地 積	m ²
		農地転用許可番号 年 月 日 第 号		
4 権 利 を 有 して いた 目的				
5 権利の種類及び内容		所有権、所有権以外の権利 ()		
6 備 考				

注1 「5 権利者の種類および内容」の欄には、該当するものを○で囲み、所有権以外の場合は () 内に権利の内容を具体的に記入すること。

2 1の権利を有していることを証する書類を添付すること。

[申請に当たっての注意事項]

注 1 1 欄には内容を具体的に記入すること。

(自己用の住宅を建築する場合は書く必要はありません。)

2 2 欄には届出に含まれる地域の地名、地番をすべて記入すること。

3 3 欄には届出の土地が農地または採草放牧地であった場合は、農地転用許可年月日、番号も記入すること。

4 4 欄には予定建築物の用途等を具体的に記入すること。

例 自己用住宅建築のため(専用住宅)

5 5 欄には該当する方○で囲み、所有権以外の権利の場合は()内にその権利の名称を記入し、かつ、内容についても具体的に記入すること。

例 (借地権)○○△年△月△日に所有者、東近江太郎(東近江市八日市緑町 10 番 5 号)と賃貸契約成立

(注 意)

(1) この届出は、法第 7 条の区域決定の日、または区域が拡張された日から 6 ヶ月以内に知事に届け出てください。

(2) この届出によって都市計画法による開発行為(土地造成等)の許可または建築の許可を受けたことにはなりません。

(3) したがって開発行為または建築をしようとする前に開発行為許可申請または建築物の新築の許可申請が必要です。

(4) この許可を受ける際には法第 7 条の区域決定の日または区域が拡張された日までに標記の権利を有してたことを証する書類が必要です。またその日から 5 年以内に限り届け出事項の目的に従って開発行為または建築行為をすることが条件となります。

(5) 都市計画法による許可のあとで建築基準法による建築確認が必要です。